

札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱

[平成 19 年 (2007 年) 3 月 27 日 保健福祉局理事決裁]

[最近改正 令和 6 年 (2024 年) 3 月 28 日]

(目的)

第 1 条 この要綱は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 27 項及び札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 338 条 (平成 24 年 10 月 3 日条例第 43 号。以下「条例」という。) の規定及びこれらの規定に準じた形で取扱を定める地域活動支援センター (以下センターという。) の運営経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程 (昭和 36 年訓令第 24 号) に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、在宅の障がい者のより一層の地域社会への参加を促進することを目的とする。

(地域活動支援センター事業)

第 2 条 この要綱において地域活動支援センター事業とは以下の各号の目的のために、必要な設備を有し、運営される各事業をいう。

(1) 一般型

一般企業等に就労することが困難な、在宅の障がい者の地域社会への参加を促進する。

(2) 相談支援併設型

札幌市障がい者相談支援事業の委託を受け、同一または近隣の場所において、主に精神障がい者に対し、相談支援事業と総合的に社会参加の場を提供する。

(3) 就労者支援型

障がい者の民間企業等における雇用の継続のために、当該障がい者の自己決定と主体性を尊重しながら、障がい者同士の交流促進、情報交換を行う場を提供する。また、札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の委託を受け、同一または近隣の場所において、総合的な支援を行う。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、第 4 条から第 6 条に規定する補助基準を満たし、かつ補助することが必要と認められるセンターの設置・運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(運営の基準)

第 4 条 この要綱において、補助の対象とするセンターは、条例に定める基準のほか、以下の基準を満たすものでなければならない。

- (1) 法人が設置・運営するセンターであること。ただし、相談支援併設型は札幌市障がい者相談支援事業の受託法人のみであり、就労者支援型は札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の受託法人のみに限る。なお、事業受託法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。
- (2) 1週間に5日以上開設されていること。（年末年始、祝日等のある週を除く。ただし、相談支援併設型は1週間40時間以上開設していること。）
- (3) 前項に定めるもののほか、第2条の各事業においては、以下の各項の基準及び第5条の設備、第6条の職員の配置も満たしていること。

2 一般型

- (1) 原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がい者5人以上と利用契約を結び、常時5人以上の利用があること。
- (2) 原則として、障がい者の日中活動の場としての活動実績を1年以上有していること。

3 相談支援併設型

原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がい者を常時20人以上利用させ、社会参加の場を提供するとともに、別途委託する「障がい者相談支援事業」を併せて行うことにより、利用者が地域生活を送るうえで必要となる支援を総合的に行うこと。

4 就労者支援型

- (1) 原則として、札幌市内に居住し、民間企業等における雇用の継続を希望する障がい者が、1日について概ね5人以上利用していること。
- (2) 事業計画は、センターの利用者の雇用推進及び職場定着に向けた適切なものとする。
- (3) 支援事業を実施する事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労移行支援事業所、医療機関、障害者福祉施設、特別支援学校等の関係機関、当事者団体その他の関係機関との連携が図られているものであること。

（構造及び設備の基準）

第5条 センターの構造及び設備については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び安全に配慮することとし、以下の各号の基準を満たすこととする。

(1) 一般型

ア 活動室

原則として、活動内容等に応じた必要な広さと設備を有し、専らセンターの用に供されていること。

また、活動室等については、定員1人あたり2.5㎡を確保すること。

イ 休憩・静養スペース

アとは別に設けること（独立していることが望ましいこと）。

(2)相談支援併設型

次に定める設備とするが、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときには、次のアからウに掲げる設備の一部を設けないことができる。

ア 静養室

寝台又はこれに代わる設備を備えること。

イ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

ウ 相談室

プライバシーの保護に十分な配慮がなされていること。

エ 地域交流活動室

利用者の支援を行うために必要な備品を備え、十分な広さを有していること。

(3)就労者支援型

ア 交流活動室

利用者の支援を行うために必要な備品を備え、かつ十分な広さを有しているものであること。

イ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第6条 センターに置くべき職員及びその員数は次のとおりとする。

(1)一般型

次のア及びイを満たすものであること。

ア 原則として65歳以下の、社会福祉主事の資格を有する者または2年以上障がい者福祉に関する事業に従事した者が、利用者に対する支援に従事する職員として1人以上配置されていること。

イ 指導員等の職員が、常勤換算方式（当該センターの指導員等の職員1週間の勤務時間の合計÷当該センターの1週間の開設時間（通常の職員勤務時間）の合計）で、利用者7.5人に1人以上配置されていること。

(2)相談支援併設型

次のア及びイを満たすものであることとし、配置する職員のうち1人は、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する者であること。なお、いずれの職員も、支障のない範囲で、当該事業と併せて行う「札幌市障がい者相談支援事業」に従事することは差し支えないこと。

ア 条例で定める管理者（以下「施設長」という。）は、障がい者の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならないこと。

イ 生活支援員を常勤で1人、非常勤で1人配置すること。

(3) 就労者支援型

次のア及びイを満たすこと。なお、いずれの職員も、支障のない範囲で、就業・生活相談支援事業に従事することは差し支えないこと。

ア 施設長は、常勤とし、障がい者の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならないこと。ただし、センターの管理上支障がない場合は、就業・生活相談支援事業の所長と兼務することができ、また、交流活動推進員と兼務することができる。

イ 交流活動推進員は1人以上配置(アのただし書の規定により施設長が兼務する場合は2人以上配置)し、次の各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

(ア) 障がい者の支援について経験があり、障がい者ケアマネジメント従事者研修又は相談支援従事者研修を修了した者又は修了見込の者

(イ) 保健師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等専門職の資格を有し、障がい者ケアマネジメント従事者研修又は相談支援従事者研修を修了した者又は修了見込の者

(ウ) 障がい者の就労に関する相談・援助業務の経験がある者で(ア)又は(イ)と同等の能力があると認められる者

(補助金の算出)

第7条 運営費補助金は、別表第1欄に定める基準により算出した金額と、別表第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか低い方の額を交付する。ただし、送迎加算を除く額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする(送迎加算については端数処理を行わない)。

(補助金の交付申請)

第8条 運営費補助金の交付を受けようとするセンターの設置法人の代表者は、障がい者地域活動支援センター(一般型、相談支援併設型、就労者支援型)運営費補助金交付申請書(各様式1)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金算出調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 土地及び建物の図面及び賃貸借契約書等
- (5) 定款及び運営規程等の基本的な規約
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助基準を満たし、かつ補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)を申請者に送付するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、地域活動支援センター（一般型、相談支援併設型、就労者支援型）運営費補助実績報告書（様式3）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めるときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式4）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めるときは、第9条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(工賃の還元)

第13条 センターにおいて、支援の一環として行う作業により得た収入は、原則として当該作業に必要な経費を控除した金額を工賃として、作業に従事した利用者に支払わなければならない。

(利用者からの利用料の徴収)

第14条 センターは、サービス提供にかかる利用料のほか、飲食物費、日用品費、光熱水費その他その用途が直接利用者の便益を向上させる費用を実費として徴収することができる。ただし、事前に当該金銭の用途及び金額並びに徴収する理由を書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならない。

2 利用料等を徴収する場合は、利用者の負担能力に配慮するよう努めなければならない。

(事業計画の変更)

第15条 申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、あらかじめ関係書類を提出し市長の承認を得なければならない。

(報告)

第16条 センターは、市長に対し、事業の実施状況を適宜報告しなければならない。

(届出義務)

第17条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、市長に届出なければならない。

- (1) 設置・運営する者が変わったとき。
- (2) 施設長が変わったとき。
- (3) 主な設備に破損等の変動があったとき。
- (4) その他、運営内容に変更を生じたとき。

(補助の取消等)

第18条 市長は、第8条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助を取消し、又は補助決定額を減じ、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

(センターの廃止)

第19条 センターを廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(帳簿等の整備)

第20条 補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、事業完了後5年間保存すること。

- (1) 利用者台帳（利用者名簿）
- (2) 利用者出席（出勤）簿
- (3) 業務日誌
- (4) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (5) 設備備品台帳
- (6) 寄附台帳
- (7) 職員出勤簿
- (8) 利用者工賃支給台帳（工賃を支給するセンターのみ）
- (9) 職員賃金台帳
- (10) 苦情の内容等の記録
- (11) 事故があった際の事故の状況及び事故処理の記録
- (12) その他必要となる帳簿

(調査等)

第21条 市長は、必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第22条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表
第1欄

		基準額 (単位:円)		算定条件		
一般型(単独型)						
補助基本額		6,148,000	通所者数5名の場合			
		6,635,000	通所者数6名の場合			
		7,123,000	通所者数7名の場合			
		7,621,000	通所者数8名の場合			
		8,109,000	通所者数9名の場合			
		8,607,000	通所者数10名の場合			
		9,094,000	通所者数11名の場合			
		9,582,000	通所者数12名の場合			
		10,080,000	通所者数13名の場合			
		10,568,000	通所者数14名の場合			
		11,066,000	通所者数15名の場合			
		11,554,000	通所者数16名の場合			
		12,041,000	通所者数17名の場合			
		12,539,000	通所者数18名の場合			
	13,027,000	通所者数19名の場合				
	13,027,000+	(19名を超えた人数×487,000)	通所者数20名以上の場合			
重度障がい者支援加算		103,000	重度障がいの通所者1名につき			
家賃(地代)補助加算	家賃(地代)年額×1/2(上限381,000)		当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。			
就労支援員配置加算		193,000	通所者1名につき			
送迎加算		100	通所者1名、片道につき			
一般型(併設型)						
補助基本額		4,844,000	通所者数5名の場合	8,342,000	通所者数14名の場合	
		5,236,000	通所者数6名の場合	8,734,000	通所者数15名の場合	
		5,628,000	通所者数7名の場合	9,116,000	通所者数16名の場合	
		6,010,000	通所者数8名の場合	9,508,000	通所者数17名の場合	
		6,402,000	通所者数9名の場合	9,900,000	通所者数18名の場合	
		6,794,000	通所者数10名の場合	10,282,000	通所者数19名の場合	
		7,176,000	通所者数11名の場合	10,282,000+	(19名を超えた人数×487,000)	通所者数20名以上の場合
		7,568,000	通所者数12名の場合			
		7,950,000	通所者数13名の場合			
重度障がい者支援加算		103,000	重度障がいの通所者1人につき			
相談支援併設型						
補助基準額		10,222,000	年額			
就労者支援型						
補助基準額	一般型(単独型)通所者数6名の場合の額とする(年額) ただし、前年度実績が通所者数6名未満の場合は、通所者数5名の場合の額を適用する。					
家賃(地代)補助加算	家賃(地代)年額×1/2(上限381,000)		当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。			

注1 重度障がい者支援加算の重度障がい者とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級を有する者。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表3に定める1級に該当する程度の障がいをもつ20歳未満の障がい児又は20歳以上の重度の知的障がい者、重度の身体障がい者及び重度の精神障がい者であつて国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級に該当する程度の障がいをもつ者。

注2 補助基本額及び重度障がい者支援加算を算定するうえでの通所者数は以下により算出する。

- ① 当該年度の通所計画人数
- ② 前年度の6～11月の平均通所人数

①、②のうち、いずれか少ない人数とする。

このうち、通所計画人数は、「当該年度の利用予定延べ人数÷センターの当該年度の開所予定日数の合計」により算出し、前年度の6月～11月の平均通所人数は、「前年度の6月～11月までの利用実績延べ人数÷120日」により算出する。ただし、6月～11月までの間で、災害や感染症等のやむを得ない事情により開所できない期間があった場合は、休業報告等の状況を勘案し、120日からやむを得ない事情により開所できなかった日数を減じて算出することができる。また、就労者支援型においては、「前年度の6月～11月までの利用実績延べ人数÷開所日数」により算出する。

※1 算出の際の少数点以下の端数については、端数が0.2未満の場合は切捨て、0.2以上の場合は切上げるものとする。

※2 利用実績算定時において、同一利用者の通所実績算定は1月につき23日を上限とする。

※3 利用実績算定時において、同一日に「障害者総合支援法」による生活介護、就労継続支援等の通所系サービス、他の地域活動支援センター(相談支援併設型を除く)、地域共同作業所の利用実績がある場合は、当該日は実績として算定できないものとする。

注3 一般型の単独型と併設型の区分については、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業(居宅介護等の訪問系の事業を除く)と同一の建物により一体的に運営されている場合は、併設型とし、それ以外を単独型とする。また、就労支援員配置加算は別に定める基準等を満たすセンターに加算する。

注4 事業の実施月数が12月に満たない場合は、実施月数を基礎として、月割りによつて計算する。

注5 送迎加算は居宅等とセンターとの間を車両にて送迎を行った場合、片道1回/名あたりの単価を加算する。

第2欄

補助対象経費

当該センターの運営に要する費用で、以下に掲げるものとする。

職員給料	職員に対する給与
職員手当	職員に対する各種手当（賞与等含む）
報酬	役員等に対する報酬
共済費	社会保険料・労働保険料の事業主負担分、退職金共済掛金等
福利厚生費	職員の健康診断その他職員の福利厚生のための費用
報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代等
研修費	職員に対する研修にかかる経費
消耗品費	事務及び利用者支援に必要な用品等の購入費
器具什器費	事務及び利用者支援に必要な器具にかかる費用
修繕費	センター建物等の修繕費
印刷製本費	事務及び利用者支援に必要な書類やパンフレット等の印刷費
水道光熱費	電気、水道、ガス料金
燃料費	灯油、ガソリン等（ガソリンは車両費でもかまわない）
賃借料	借受けにかかる経費（センター土地建物は含まず）
地代家賃	センター用土地建物賃借料
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	施設火災保険、施設損害賠償責任保険等保険料 等
公租公課	印紙税、土地建物固定資産税、その他公租公課
車両費	センターが所有する車両の車検費用、車両の修繕費、ガソリン代
業務委託費	業務委託に要する費用
負担金	町内会費、関連団体の会費等
教養娯楽費	利用者のための教養の娯楽用品購入、レクリエーション等にかかる費用 ※相談支援併設型は除く

札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱細則

〔平成 19 年（2007 年）3 月 27 日 障がい福祉担当部長決裁〕

〔最近改正 令和 6 年（2024 年）3 月 28 日〕

1 目的

この細則は、「札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱」（平成 19 年 3 月 27 日 保健福祉局理事決裁）（以下「要綱」という。）の施行にあたり、必要な事項を定め、円滑な制度施行を図ることを目的とする。

2 補助要件の一般原則について

- (1) 要綱第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する「原則として、市内に居住する 15 歳以上の在宅の障がい者」とは、原則として、市内に居住する以下のいずれかに該当する者とする。
 - ① 身体障害者手帳所持者 ② 療育手帳所持者
 - ③ 精神保健福祉手帳所持者
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 22 項に定める自立支援医療受給者
 - ⑤ 特定疾患治療研究事業の「特定疾患医療受給者証」又は「特定疾患患者認定書」の所持者
 - ⑥ 障害者総合支援法第 4 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の診断を受けている者
 - ⑦ その他主治医の意見書等により、センターを利用することが適当と判断される者
- (2) 民間企業等に就労している者は、上記(1)に該当していても利用者には含めないこととする。ただし、アルバイト、パート等に従事しており、その勤務時間外に当該センターで支援を受けることにより、正社員雇用等を目指している者を除く。
- (3) 「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」（平成 24 年条例第 43 号）第 342 条の定める管理者（要綱に規定する施設長のことをいう。）は、当該センターを設置・運営する法人等の代表者と別な者を定めることが望ましい。なお、指導員との兼務は可能とする。
- (4) 要綱第 6 条第 1 項のアに規定する「原則として 65 歳以下」の者について

ては、作業指導に特殊技能が必要な場合等、やむを得ない理由があると認められる場合は、65歳を超える者も認めることとする。

また、「社会福祉主事の資格を有する者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

3 運営法人について

要綱第4条第1項第1号に定める「法人」については、以下の要件を具備していることが望ましい。

- (1) 役員に、地域住民、障がい者福祉に関する有識者、利用者及びその家族等を含めること。
- (2) 監事による内部監査を年に2回程度行うこと。
- (3) 定期的に理事会を開催し、最低でも各種内部規定の制定、事業計画・実績の承認・報告、予決算の報告・承認、職員の任免等の審議を行い、その記録を残すこと。

4 各加算の加算要件について

別表第1欄に定める各加算の加算要件は以下のとおりとする。

- (1) 重度障がい者支援加算は、以下のいずれかに該当する者に対し、継続して支援を行った場合に加算を行う。
 - ① 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級を有する者。
 - ② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表3に定める1級に該当する程度の障がい者を有する20歳未満の障がい児又は20歳以上の重度の知的障がい者、重度の身体障がい者及び重度の精神障がい者であって国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級に該当する程度の障がい者を有する者。
- (2) 家賃補助加算は、センター用の土地または建物を他の者から有償で借り受けている場合に、家賃等年額の1/2を限度に加算補助を行う。

なお、この家賃等には、共用部分の光熱水費、維持費等の共益費は含まれるが、町内会費等は含まれないものとする。

- (3) 就労支援員配置加算は、一般就労を希望する利用者に対し、作業能力や対人関係の向上のため必要となる支援や、実習先や就労先となる民間企業の開拓や連絡調整、公共職業安定所等との連絡調整を行う就労支援員を配置した場合において、それにかかる経費の一部について加算補助を行う。ただし、当該加算のセンターにおいては重度障がい者支援加算の対象外とする。なお、加算申請にあたっては、本市に事前協議を要することとする。
- (4) 送迎加算は、自宅等とセンターとの間を送迎した場合に、片道1回につき別表第1欄に定めた額を加算する。

5 利用者工賃等について

要綱第13条の工賃の還元等については、以下のとおりとする。

- (1) 原則として、作業従事時間、作業能力等が考慮された一定の基準により還元を行うこと。
- (2) 作業種目や従事時間は、利用者の障がい特性に十分に配慮すること。
- (3) 下請作業等を受託する場合は、適正な金額での受託に努めることとし、受託作業内容や従事時間についても、利用者の過度な負担とならないよう十分に留意すること。

6 事業計画等の変更に伴う届出等について

要綱第15条に定める「事業計画の著しい変更」とは、利用者の著しい減少や、センターの場所の移転等、補助申請額に変動をきたすような変更とする。

また、要綱第17条に定める届出事項については、前段に定める変更以外の軽易な変更とするが、以下の事項の変更については、届出を要しないこととする。

- (1) 作業種目等の変更。
- (2) 利用登録者（契約者）の異動。
- (3) 補助条件を満たす範囲内での職員の異動。

7 通所人数の算出について

要綱別表第1欄注2の通所者数の算出については、以下に留意のうえ算出することとする。

- (1) 当分の間、センター職員が、利用者に対しその家庭等を訪問し、必要な相談支援を行った場合や、行政機関や医療機関等に同行支援を行った場合も通所日に含めてもよいこととする。
- (2) センター利用者の企業等での職場実習期間は通所日に含めてもよいこととする。
- (3) 重度障がい者支援加算を算出する際の通所実績算出については、当該実績算定年度内に、1度でも重度障がい者と判定を受けた者の通所実績により算出するものとする。

8 新規補助開始センターの通所実績の算出について

要綱別表第1欄注2の通所者数の算出について、当該年度より新たに補助を開始する場合の前年度通所実績の算出については、以下によることとする。なお、前年度の運営においても、要綱及び本細則に定める補助要件等を満たしている必要がある。

- (1) 既存のセンターと同様の計算方法によることができる場合は、これにより通所者数を算出する。

- (2) (1)以外の場合で、かつ補助開始前の直近6か月間における平均通所人数が5名を下回っていない場合は、補助基本額は最小通所者数の額とし、加算は家賃（地代）補助加算のみとする。

9 地域活動支援センター機能強化事業について

通所人数が8名～12名かつ2年以上の補助実績（地域共同作業所補助を含む）のあるセンターについては、補助金額の20%を、13名以上のセンターについては、補助金額の33%を機能強化対象事業該当分とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。